

那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則

平成24年3月29日
規則第10号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 個体に関する保護（第5条—第10条）
- 第3章 個体の生息地又は生育地に関する保護（第11条）
- 第4章 推進体制
 - 第1節 保護団体等（第12条—第14条）
 - 第2節 研究会（第15条—第24条）
 - 第3節 監視員（第25条—第29条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例（平成24年那須塩原市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（特別希少野生動植物種の指定の案の公示等）

第3条 条例第9条第3項の規定による公示は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 特別希少野生動植物種として指定をしようとする希少野生動植物種の名称
 - (2) 特別希少野生動植物種として指定をしようとする理由
 - (3) 前2号に掲げる事項の縦覧場所
- 2 条例第9条第6項の規定による告示は、指定をする特別希少野生動植物種の名称及び指定の理由を記載して行うものとする。
- 3 条例第9条第9項の規定により準用する同条第6項の規定による告示は、解除をする特別希少野生動植物種の名称及び解除の理由を記載して行うものとする。

（公聴会）

第4条 市長は、条例第9条第5項の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定による公示は、公聴会の日から3週間前までに行うものとする。
- 3 公聴会は、市長又はその指名する者が議長として主宰する。
- 4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

- 5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 7 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聽こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 8 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をした者を退去させることができる。
- 10 議長は、公聴会の終了後、遅滞なく、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

第2章 個体に関する保護

(捕獲等の禁止の適用除外)

第5条 条例第12条第1項第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。
 - (2) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。）における教育又は学術研究のために捕獲等をするもの（あらかじめ特別希少野生動植物種捕獲等届出書（大学における教育又は学術研究のための捕獲等）（様式第1号）により市長に届け出たものに限る。）であること。
 - (3) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。
 - ア 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3若しくは第38条又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの
 - イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
 - (4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をするもの（あらかじめ特別希少野生動植物種捕獲等届出書（個体の保護のための移動又は移植目的の捕獲等）（様式第2号）により市長に届け出たものに限る。）であること。
 - (5) 保護団体が行う個体の保護のための活動に伴って当該個体の捕獲又は採取をするもの（必要最小限の捕獲又は採取であって、あらかじめ市長に協議したものに限る。）であること。
- 2 前項第2号の規定による届出には、第8条第2項に掲げる書類を添付するものとする。
 - 3 第1項第4号の規定による届出には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 捕獲等をしようとする区域の状況（移動又は移植をしようとする区域の状況を含む。）を明らかにした図面
 - (2) 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
 - (3) その他市長が必要と認めて指示した書類

第6条 条例第12条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
 - (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項又は第21条第3項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
 - (3) 栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号）第19条第3項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
 - (4) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第17条第1項又は第26条第3項第7号の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
 - (5) 自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第16条第3項第7号の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
 - (6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
 - (7) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
 - (8) 栃木県文化財保護条例（昭和38年栃木県条例第20号）第38条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
 - (9) 那須塩原市文化財保護条例（平成17年那須塩原市条例第119号）第40条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- 2 条例第12条第3項の規定による法令等の許可を受けたことを証する旨の報告は、法令等の許可を受けたことを証する旨の報告書（様式第3号）により速やかに行わなければならぬ。
- 3 前項に規定する報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 法令等の事務を所管する行政庁から交付された許可証の写し
 - (2) その他市長が必要と認めて指示した書類

（捕獲等の目的）

第7条 条例第13条第1項の規則で定める目的は、教育の目的、特別希少野生動植物種の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他特別希少野生動植物種の保護に資すると認められる目的とする。

（捕獲等の許可の申請等）

- 第8条 条例第13条第2項の規定による許可の申請は、特別希少野生動植物種捕獲等許可申請書（様式第4号）によるものとする。
- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 捕獲等をしようとする区域の状況を明らかにした図面
 - (2) 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及びカラー写真
 - (3) 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
 - (4) その他市長が必要と認めて指示した書類
- 3 条例第13条第5項の許可証（以下この条において「許可証」という。）は、特別希少野生動植物種捕獲等許可証（様式第5号）によるものとする。

- 4 条例第13条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る捕獲等をするときは、許可証を携帯しなければならない。
- 5 許可証は、その効力を失った日から30日以内に、これを市長に返納しなければならない。
- 6 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあっては、捕獲等に係る個体の場所ごとの数量及び処置の概要を市長に報告しなければならない。

(個体の取扱方法)

第9条 条例第13条第6項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 個体を飼養栽培する場合にあっては、次に掲げる方法
 - ア 適当な飼養栽培施設に収容すること。
 - イ 生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は損傷しないよう適切に管理すること。
- (2) 個体をはく製その他の標本にする場合にあっては、はく製その他の標本の保管に適した条件を維持し、適切に管理すること。

(立入検査者の証明書)

第10条 条例第15条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第6号）によるものとする。

第3章 個体の生息地又は生育地に関する保護

(生息地等保全協定の締結)

第11条 条例第18条第1項の規則で定める関係者は、次に掲げる者とする。

- (1) 同項の土地の所有者
 - (2) 同項の土地の占有者（正当な権原を有する者に限る。）
 - (3) 前2号の者の代理人
 - (4) その他同項の土地の保全を図るに当たって必要と認める者
- 2 条例第18条第1項の生息地等保全協定については、次に掲げる事項に関し締結するものとする。
- (1) 土地の関係者が行う保全対策に関する事項
 - (2) 市が行う支援措置に関する事項
 - (3) その他土地の関係者及び市長が双方協議し、必要と認める事項
- 3 前項に掲げる事項の具体的な内容については、土地の関係者と協議し、定めるものとする。
- 4 条例第18条第4項に規定する生息地等保全協定協力金は、1生息地等保全協定区につき年1万円とする。
- 5 前項の生息地等保全協定協力金の額については、土地の関係者が複数の場合は、生息地等保全協定において、あらかじめ生息地等保全協定協力金を受け取る者を定めるものとする。この場合において、生息地等保全協定協力金を受け取る者を複数の者にする場合は、受け取る者ごとに受け取る額を定めるものとする。

第4章 推進体制

第1節 保護団体等

(保護団体の認定)

第12条 条例第19条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市民主体のボランティア団体
- (2) NPO法人（環境の保全を図る活動を行う者に限る。）
- (3) 地域住民で組織する民間団体

2 条例第19条第1項の規定による認定は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものに限って、行うものとする。

- (1) 市内において1年以上野生動植物の種の保護活動を継続的に行っていること。
- (2) 営利を目的としていないこと、及び営利を目的とした法人の支配下にないこと。
- (3) 希少野生動植物種の保護活動を安定的かつ継続的に行うことができる組織運営が図られていること。

3 条例第19条第2項の規定による認定の申請は、野生動植物保護団体認定申請書（様式第7号）によるものとする。

4 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 団体の会則
- (2) 団体の構成員又は役員の名簿
- (3) 過去の活動実績及び財務状況が明らかになる書類
- (4) その他市長が必要と認めて指示した書類

5 条例第19条第5項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の代表者
- (3) 団体の所在地（法人でない団体である場合は、その代表者の住所）
- (4) 団体の電話番号（法人でない団体である場合は、その代表者の電話番号）
- (5) 団体の会則

6 条例第19条第5項の規定による届出は、野生動植物保護団体認定変更届出書（様式第8号）によるものとする。

7 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 団体の会則（団体の会則の変更が生じた場合に限る。）
- (2) その他市長が必要と認めて指示した書類

8 条例第19条第6項の規定による届出は、野生動植物保護団体認定保護活動廃止届出書（様式第9号）によるものとする。

(交付金の交付)

第13条 条例第19条第4項に規定する財政的な支援は、那須塩原市希少野生動植物種保護対策事業交付金の交付とする。

2 前項に規定する交付金の交付については、市長が別に定める。

(希少野生動植物種の提案)

第14条 条例第20条第1項の規定による提案は、希少野生動植物種提案書（様式第10号）によるものとする。

2 前項に規定する提案書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 提案する種の生息又は生育の状況及び分布状況等の客観的かつ学術的な根拠を示す書類
- (2) 基本方針で掲げる希少野生動植物種の選定方針を満たすことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認めて指示した書類

第2節 研究会

(組織)

第15条 研究会は、野生動植物の種について専門的な知識を有する者のうちから市長が委嘱する委員25人以内で組織する。

(委員の任期)

第16条 委員の任期は、5年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第17条 研究会に、会長及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を行う。

(所掌事項)

第18条 研究会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況の調査及び研究
- (2) 野生動植物の種の個体の生息地又は生育地の状況の調査及び研究
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、野生動植物の種に関する必要な調査及び研究
- (4) 希少野生動植物種及び特別希少野生動植物種に関する調査及び研究
- (5) 市の希少野生動植物種の保護に関する取組への助言
- (6) その他条例第22条第1項に規定する目的の達成のために必要な事項

(報告)

第19条 会長は、研究会の調査及び研究の成果について、市長に報告するものとする。

(会議)

第20条 会長は、研究会の会議を招集し、その議長を務める。

2 研究会の会議に関し必要な事項は、会長が定める。

(専門部会の設置)

第21条 会長は、所掌事項に関する専門的な調査及び研究を行わせるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(現地調査における留意事項)

第22条 委員は、第18条の所掌事項の実施に伴い現地調査を行う場合にあっては、市が貸与する研究会の名称が記された腕章を着用し、かつ、身分証明書（様式第11号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(庶務)

第23条 研究会の庶務は、生活環境部環境管理課において処理する。

(その他)

第24条 この節に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第3節 監視員

(委嘱等)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を那須塩原市希少野生動植物種保護監視員（以下「監視員」という。）として委嘱する。

- (1) 野生動植物の種に詳しく述べ、監視活動に積極的に参加できる者
 - (2) 保護団体の構成員
 - (3) 生息地等保全協定を締結した土地の関係者
 - (4) その他市長が認めた者
- 2 監視員の任期は2年以内とし、委嘱の際に定める。
- 3 監視員は、無報酬とする。

(任務)

第26条 監視員は、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 特別希少野生動植物種の個体の生息地若しくは生育地又は生息地等保全協定区の域内における定期的な監視活動
 - (2) 特別希少野生動植物種又は生息地等保全協定区の域内に生息し、若しくは生育する希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれのある行為をしている者への指導
 - (3) 前2号を実施した場合の監視活動の結果及び指導内容の市への報告
- 2 監視員は、次に掲げる場合にあっては、直ちにその旨を市に通報しなければならない。
- (1) 条例の違反者を発見した場合
 - (2) 前項第2号の指導に従わない者がいた場合
 - (3) その他監視員が緊急に通報する必要があると判断した場合

(監視活動における留意事項)

第27条 監視員は、その任務に当たって次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 市が貸与する監視員の腕章を着用すること。
- (2) 身分証明書（様式第12号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示すること。
- (3) 前条第1項の任務を遂行するに当たって危険を伴うおそれがある場合は、その回避に努めること。

(会議)

第28条 市長は、監視員で構成する那須塩原市希少野生動植物種保護監視員連絡会議を開催するものとする。

2 前項の会議の庶務は、生活環境部環境管理課において処理する。

(その他)

第29条 この節に定めるもののほか、監視員の活動に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
(黒磯市希少な野生動植物の保護に関する条例施行規則の廃止)
- 2 黒磯市希少な野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成12年黒磯市規則第20号）は、廃止する。